

## 倉敷市校区集会所管理費等補助金交付要綱

平成11年9月22日

告示第387号

### (趣旨)

第1条 コミュニティ活動の拠点として、おおむね小学校区を単位として組織された住民自治組織(以下「コミュニティ協議会」という。)が保有する集会所(年間契約で借り上げている集会所を含む。以下同じ。)を管理するとき又は集会所を保有しないコミュニティ協議会が他の施設を一時使用するときは、当該コミュニティ協議会に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、コミュニティ協議会とし、その代表者に対して支払う。

### (補助対象経費)

第3条 第1条に規定する集会所の管理又は他の施設の一時使用(以下「管理等」という。)に係る補助金交付の対象となる経費は、次に定めるとおりとする。

#### (1) 集会所を保有する場合

- ア 電気料
- イ 上下水道料
- ウ ガス代
- エ 浄化槽等維持管理費
- オ 借地料(コミュニティ協議会が借り上げた駐車場借上料を含む。)
- カ 借家料
- キ 火災保険料

(2) 集会所を保有しない場合で、コミュニティ協議会が集会のために他の施設を一時使用するとき。

- ア 施設使用料
- イ 臨時に借り上げた駐車場使用料

### (補助金額)

第4条 コミュニティ協議会が保有する集会所の補助金の額は、前条第1号に定める補助対象経費について実際に要した合計額から学習塾等営利使用に係る収入を差し引いた額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、補助限度額は、次に定めるとおりとする。

- (1) コミュニティ協議会が範囲とする小学校区の世帯数が1,500世帯以下の場合は、年額180,000円とする。
  - (2) コミュニティ協議会が範囲とする小学校区の世帯数が1,500世帯を超える場合は、年額360,000円とする。
- 2 集会所を保有しない場合で、コミュニティ協議会が集会のために他の施設を一時使用するときの補助金の額は、前条第2号に定める補助対象経費について実際に要した合計額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、補助限度額は1回の使用につき15,000円、年額180,000円とする。
  - 3 年度の途中において新たに集会所の保有を始めた場合又は集会所の保有を終了した場合における補助限度額は、第1項ただし書の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。ただし、保有期間のうち1月未満の部分については、切り捨てるものとする。
    - (1) 第1項第1号に規定する場合は、保有実月数に月額15,000円を乗じた額とする。
    - (2) 第1項第2号に規定する場合は、保有実月数に月額30,000円を乗じた額とする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ協議会の代表者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 校区集会所利用計画書
- (2) 校区集会所管理費等収支予算書
- (3) 校区集会所の位置図(付近見取図及び平面図)
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (審査等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、必要な書類の審査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定する。

#### (実績報告)

第7条 補助事業者(前条の規定により補助金の交付決定を受けたコミュニティ協議会をいう。以下同じ。)は、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 校区集会所利用報告書
- (2) 校区集会所管理費等収支決算書
- (3) 管理費等支出に係る領収書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿の保存)

第8条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

(補助対象経費の特例)

2 平成11年度の補助対象経費については、第3条の規定にかかわらず、平成11年10月1日以降の管理等に係る経費とする。

(補助限度額の特例)

3 平成11年度の補助限度額についての第4条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定の適用については、同条第1項第1号中「180,000円」とあるのは「90,000円」とし、同項第2号中「360,000円」とあるのは「180,000円」とし、同条第2項ただし書中「180,000円」とあるのは「90,000円」とする。